

南笠町町内会 会則

第1章 総則

(定義)

第1条 この会則は南笠町町内会(以下「本会」という)運営の基本を示し、南笠町自治に関する諸事項について、会員の総意に基づき、民主的・合理的な運営を図ることにある。

2. 対象者は草津市南笠町の西出町、中之町、川口町、奥野町、北野町及び南草津プリムタウン2丁目～4丁目(以下「プリム地区」という)に居住する者で、本会はこれら地域を代表する組織である。

(目的)

第2条 本会は、会員の親睦と相互扶助により、草津市の市政運営の一端を担うほか、地域社会の向上・発展と住民福祉の育成・振興を図るものとする。

(名称)

第3条 本会は、南笠町町内会と称する。

(事務所)

第4条 事務所は、南笠公民館に置く。業務規定は別に定める。

(構成員)

第5条 構成員(以下「会員」という)は、本会会員名簿に登録された者で、第7条第1項の地域に居住した1世帯当りの単位で構成する。

2. 継承家族は1世帯とみなすことができる。

(会員の心得)

第6条 会員はその権利と義務を自覚し、町内発展の意義を理解して、その家族と共に目的達成に尽すものとする。

2. 会員は以下の権利を有すると共に義務を負う。

- (1) 会則及び諸規定に則って町内会の諸問題に関与すること
- (2) 討論、推薦、投票及び決議に参加し、就任又は退任(辞任)すること
- (3) 共同して行う役目、行事及び作業に従事すること
- (4) 町内会費を納入すること
- (5) 町内会の決定に従うこと

(組織)

第7条 組織は南笠地域を次の6区分(以下「各町」という)にしたものとする。但し、必要に応じて区分を変更できる。西出町、中之町、川口町、奥野町、北野町、プリム地区、この集合体を南笠町と称し、この各町の下部機構として組や班を置く。

2. 本会の運営に当り、第15条第1項第(2)号の役員会には次の担当を置く。

- (1) 子供・青少年育成
- (2) 防災防犯
- (3) 衛生
- (4) 公害
- (5) 社会福祉
- (6) 同和教育

(7)交通対策 (8)調査

3. 必要に応じて専門組織を設置して、これに諮問・委嘱出来る。
4. 独自の目的を有する既存の各種団体との協調をはかり、支援する。

(基本活動)

第8条 本会の目的を達成するために、基本的に次の活動(行事又は事業)を行う。

- (1)町内行政 (2)市政運営協力 (3)財産保全(4)福利厚生 (5)社会教育
- (6)子供・青少年育成 (7)防災防犯
- (8)社会福祉 (9)文化 (10)祭事(11)体育振興

2. 前項の活動は、事業及び行事として企画立案・実施するに当って、総会審議項目として第15条～第17条の定めに基づく仕組のもとに、各段階で所定の議決・同意を得るものとする。

第2章 運営員

(役員)

第9条 本会の運営には次の役員を置く事が出来る。

- (1)会長 1名 (2)副会長 若干名 (3)会計 1名 (4)書記 1名
- (5)運営委員 数名 (6)監査役 2名 (7)顧問または相談役 若干名

(役員選出)

第10条 会長は南笠町町内会役員会(本年度と次年度で構成する役員会)により候補者の推薦を行い、総会の審議項目とする。

2. 会長は、副会長を次年度町役から1名を指名し、それ以外の者からも指名する事が出来る。

3. その他の役員は、次年度会長、次年度町役、前年度町役との役員会での検討により役員選出を行う。監査役は前年度会計もしくは会計経験者と南笠町財産区管理委員とし、これらは総会の審議項目とする。

(役員等の任務)

第11条 役員等は、次の任務を負い活動するものとする。

- (1)会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
- (3)会計は本会の会計事務を処理する。
- (4)書記は本会の公式行事の議事を記録する。
- (5)運営役員は本会の運営を円滑になるようにし、各種担当を負う。
- (6)監査役は本会の会計監査を行い、議決機関に報告する。
- (7)顧問または相談役は本会の運営に関してアドバイスし、意見を述べる事ができる。

(役員任期)

第12条 会長の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

2. 年度の途中等で欠員を生じたときは、速かに補充しなければならない。この場合の任期は前任者の残りの期間とする。

3. 役員は任期満了の退任又は任期途中の辞任の時には、後任者に事務引継をし、終了する迄その責に

任ずる。

4. 役員の辞任は、特別の理由の無い限り認められない。

(協議員)

第13条 協議員は各班長及び各組長(プリム地区)の各会員から全権を委任された代表とする。

2. 協議員は議決権を持って第16条の会合に出席しなければならない。但し、各班長及び各組長は代理を依頼することができる。

(事務担当者)

第14条 事務処理、連絡用務及びその他の業務を担当させるため、事務員を置く。就業規則等の規定は別に定める。

2. 事務員の選任は役員会で選任、承認し、そして会長が決定する。本件は総会での報告事項とする。

3. 本会の活動の伝達・公報ツールとして、広報(みなみがさ)を発行する。

(専門組織)

第15条 第7条第3項の専門組織は、短期、長期及び恒久的な継続期間の種類があり、それぞれに見合った次の構成と運用を図る事とする。

(1)その継続期間は予め明示する。

(2)組織は各町から選出された人員から構成される。

(3)運営は其中で選出された役員に一任される。但し、定期会合等に本会の役員が参加する事が出来る。

(4)諮問・委嘱事項の推進状況は、定期的に役員会に報告するものとする。

(5)下部機関の決定事項は、上部機関がこれを評価することがある。

第3章 議決

(会合)

第16条 本会の意志決定のため総会及び役員会

(以下「会合」という)を置き、以下の通り開催する。

(1)総会は本会の最高議決機関で、毎年1回4月に開催する。但し、必要に応じて臨時に招集する事が出来る。又、協議員の過半数の要請があればその用件に関して開催する。

尚、当該会議に於ける議長は、その都度出席会員の中から選任する。

(2)役員会は会長が必要に応じて招集する。但し、本会の役員から開催要請があれば、その用件に関して開催する。

(3)会合の参加資格は、会員名簿登録3か月後に発生する。

(決議)

第17条 会合は協議員の過半数の出席で成立(含、委任状)し、決議は出席者の多数決で行う。

2. 賛否同数の場合は、この場合のみ議長の議決権を加えこれを決める。

(決議事項)

第18条 会合に於いて、決議を要する事項は次の通りとする。

(1)役員の承認に関する事

(2)年度予算及び決算に関する事

(3)活動計画、経過報告に関すること

(4)大口事業計画(本会年度予算の20%以上の金額相当の計画、実施、及び結果)に関すること

(5)運営の基本方針に関すること

(6)会則や諸規定の制定・改廃に関すること

(7)監査に関すること

(8)その他の総会審議項目、会員に重大な影響を及ぼすこと

第4章 財産・経理

(財産保全)

第19条 役員会は資産の管理に努める。

資産管理規定は別に定める。

2. 保有土地に関しては、常に地籍簿と現地との照合・確認を行い、保全・管理する。

3. 建物に関しては建物台帳と現物との照合をすると共に、長期的改修時期の計画と費用充当の策定(含、基金化)とに配慮する。

4. 機械器具・構築物・備品等に関しては、常にメンテナンスと棚卸とを心掛け、それらの寿命に伴う更新予算手当と管理に努める。

(資産の運用・処分)

第20条 資産の運用、転用、売却処分等は、第15条～第17条の議決の定めと仕組に準じて実施する。

2. 資金の運用は、長期的な展望と計画に基づく資金計画の下に行われるものとし、会員の各種負担を軽減する配慮を優先するものとする。

(収入)

第21条 本会は次の収入を以って運営し、諸費用に充当する。

(1)会費 (2)市委託料 (3)市補助金 (4)会社協力金 (5)寄付金 (6)その他収入

2. 会社協力金とは町内に事業所又は事務所を有する企業等は、地域(本会)への協力の証として相応の金額の徴収に応じて支払うものとする。

3. 寄付金とは、町内に事業所又は事務所を有しない企業等の町内への協力金は寄付金として取り扱う。

(会費)

第22条 会員は年間6,000円を会費として納入する。尚、都合により必要が生じた場合は、臨時会費の徴収に応じるものとする。

2. 前号の改訂及び臨時会費の徴収に関しては、総会審議事項とする。

(特別会計)

第23条 事業の費用を出資又は借入金等で実施する場合は、特別会計を設置できる。

2. 実施については、第15条～第17条に定める議決の定めに基づき行わなければならない。

(団体補助)

第24条 第7条第3項及び第4項相当の団体には、必要に応じて補助金を支給する。補助金規定は別に定める。

2. 補助金を受けた団体は、年度末迄にその会計内容を本会役員会へ提出・報告し、活動状況を明示する

ものとする。

第5章 入退会等

(入退会)

第25条 入退会はその都度資格等について役員会で協議する。

2. 入会者は第5条～第7条を満足し、会則を始めとする諸規定を了承し、書面で申し出て会長の承認を得るものとする。但し、各町の内どれに所属するかは、会長と該当町役とで協議して決定する。入会年度の会費は以下の通りとする。

4月～9月入会の場合、3,000円

10月～3月入会の場合は、翌年度より会費徴収

3. 退会は、理由を示した書面を会長に届出るものとする。

納入された会費の返金はないものとする。

(義務不履行)

第26条 会員に次の様な義務違反及び不履行があった場合、その処置・処分は役員会で決定する。

(1)共同して行う役目、行事、作業等に着任せず、出席しない。

(2)会則並びに諸規定に従わない。

(3)会費を納入しない。

(4)本会の決定事項に従わない。

2. 各町から会員の前号義務違反や不履行に関する処置・処分の申し出があったときは、役員会は総会審議項目として取扱うものとする。

第6章 運営則

(会計年度)

第27条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(会計報告)

第28条 会長は、年度末に於いて決算書を作成し、会員に報告しなければならない。

(特例事項)

第29条 この会則に定めのない事項は、会長が役員会の決議を経て決定する。

(書類等の保存)

第30条 本会の運営に必要な次の書類等は、保存期限を定めて事務所に保存する。

(1)会員名簿 (2)契約書・覚書 (3)資産台帳 (4)地籍簿 (5)丈量図 (6)重要往復文書

(7)予算書 (8)決算書 (9)収入支出関係書類 (10)会合議事録

(11)事務引継書 (12)役員名簿

(準会員)

第31条 賃貸のアパート又はマンション等に居住する者(管理会社が管理するアパート又はマンションも含

む)を準会員とする。但し、本人の正会員の入会申し出があれば町会長は町役と協議し承認した上で正会員とする。

2. 会費は年間3,000円とする。

3. 会合の議決権は有さない。

(公民館特別会計)

第32条 公民館建設関連剰余金と公民館等の貸与料金を以って成り、公民館の管理運営事項に充当する。毎年 年1回 定例総会において会計報告するものとする。この資金は、緊急に公民館の補修修繕が発生したときに運用するものとする。但し、定例総会で承認を受けることとする。事後報告も可とし、限度額は1案件につき300,000円とする。

(南笠町内会運営調整基金)

第33条 町内活動の中で運用資金に余裕が出たときに、その余裕資金を南笠町内会運営基金として積み立てることが出来る。

毎年 年1回 定例総会において会計報告するものとする。

この資金は、災害時等の緊急に費用が発生したときに運用できるものとする。但し、定例総会で承認を受けることとする。事後報告も可とし、限度額は1案件につき300,000円とする。

(付 則)この会則は、昭和55年4月26日から施行する。

(改正歴) 昭和62年 4月 1日改正

平成 4年 4月 1日改正

平成 6年12月11日改正

平成 8年 4月 1日改正

平成23年 3月 1日改正

平成24年 9月29日改正

平成25年 4月 1日改正

平成29年 4月 1日施行

平成31年 4月 1日施行

令和 4年 4月 1日施行

令和 5年 4月 1日施行

令和 6年 4月 6日施行

令和 7年 4月 5日施行